

役員選挙告示

公益社団法人日本女医会定款第二十五条、及び昨年度の総会にて改正を承認された役員選出に関する規程（以下規程）により、以下の要領で役員選挙を行います。

新規定により理事は地域別に選出され、監事は全国からの選出となります。

一、役員定数

理事 十二名以上二十一名以内

（会長一名、副会長三名含む）

監事 二名以内

理事の地域別の定数は、規程第三条に依り以降に定めるものとする。

地域名	当該都道府県	定数
北海道	北海道・青森・秋田・山形	2
東北	岩手・宮城・福島	2
東京	東京都区内・都下	6
関東 （東京外）	神奈川・千葉・埼玉・茨城 栃木・群馬	5
甲信越	石川・富山・新潟・長野	1
北陸	山梨・福井	1
東海	岐阜・愛知・静岡・三重	2
近畿	大阪・京都・兵庫・奈良 和歌山・滋賀	2
中国	山口・岡山・広島・島根	1
四国	鳥取・高知・徳島・愛媛 香川	
九州	福岡・佐賀・大分・長崎	1
沖縄	熊本・宮崎・鹿児島・沖縄	

二、立候補届の受付期間

平成三十年一月二十二日～二月二十一日

日本女医会本部事務局気付選挙管理委員会宛で、簡易書留またはレターパックで郵送のこと。（締切当日消印有効）

立候補時の届出書類は左記のものとし、日本女医会規定の用紙を用いることとする。

- ① 立候補届
- ② 規定の履歴書
- ③ 支部長の推薦状

役員立候補者は、所属支部の支部長の推薦を必要とし、所属支部にて支部長不在の場合には、所属地域内の一名の支部長の推薦を必要とする。

（立候補に関する届け出書類は日本女医会事務局にご請求ください）

三、立候補者の氏名告示を平成三十年三月二十一日までに通知する。

理事選挙の各地域に於ける立候補者数が定数内の場合は無投票とする。定数を超えた地域には、該当地域の会員に立候補者名簿と投票用紙を郵送する。

監事選挙に於いて立候補者数が定数の二名以内の場合には無投票とする。二名を超えた場合には、全国の会員に立候補者名簿と投票用紙を郵送する。

四、投票期間

平成三十年三月二十二日～四月二十一日

期間中に投票用紙を日本女医会本部事務局気付選挙管理委員会宛に郵送のこと（締切当日消印有効）

五、投票結果の公開

第六十三回公益社団法人日本女医会定時総会にて選任の報告を行い、新理事の互選にて会長、副会長の選任と承認を行う。

尚、被選挙人は入会後三年を経た正会員であり、平成三十年三月三十一日時に七十五歳未満、支部長との兼任をされていない会員とする。選挙人は選挙の九十日前（平成三十年一月二十一日）までの正会員で、いずれも会費完納者とする。

選挙管理委員会

委員長 原田 栄 （杉並支部）

委員 角田由美子 （練馬支部）

川越 倫 （新宿支部）

谷 真弓 （千代田支部）

木村友美 （豊島支部）

永野雅子 （東女医学内支部）